

不動産鑑定評価請負業務共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この不動産鑑定評価請負業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、近畿農政局管内の国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な土地の評価に際し、土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農地局長通知）及び土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針（昭和46年1月11日付け45農地D第994号（設）農地局長通知。以下「運用方針」という。）に定めるところにより適正な補償を行うための検証等の資料として、運用方針の別記1土地評価事務処理要領（以下「土地評価事務処理要領」という。）第15条の規定により土地の鑑定評価を徴する業務（以下「本業務」という。）を実施する場合に適用するものとし、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。

(用語の定義)

第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- (2) 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人であって、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法律」という。）第2条第3項に規定する不動産鑑定業者をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査職員」とは、本業務の完了検査に当たって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行うものをいう。

- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (6) 「業務従事者」とは、契約の履行に関し、管理技術者の管理の下に業務を実施する者で、契約書第10条第4項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (7) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (8) 「契約書」とは、「建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官通知）の別紙「業務請負契約書」を基本とした別添2「不動産鑑定評価業務請負契約書」をいう。
- (9) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (10) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書を総称していう。
- (11) 「共通仕様書」とは、本業務に共通する技術上の指示事項等を定めた本図書をいう。
- (12) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (13) 「現場説明書」とは、本業務の入札等に参加する者に対して、発注者が本業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (14) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (15) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (16) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (17) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (18) 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、本業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (19) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、本業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (21) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (22) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (23) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

- (24) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、本業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (25) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (26) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した本業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (27) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が本業務の完了を確認することをいう。
- (28) 「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (29) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (30) 「協力者」とは、受注者が本業務の遂行に当たって、再契約する者をいう。
- (31) 「評価地」とは、本業務の対象とする土地をいう。
- (32) 「実地調査」とは、評価地及びその周辺地域の現地確認を行い、土地の状況等を把握・確認することをいう。
- (33) 「検証」とは、受注者が本業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物が発注者の指示に従ったものとなっているかどうかについて点検及び修補することをいう。

(本業務の施行の原則)

第3条 受注者は、本業務を実施する場合において、法律、不動産の鑑定評価に関する法律施行令(昭和39年政令第5号)、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和39年建設省令第9号)、不動産鑑定評価基準等の改正について(平成14年7月3日付け国土第83号国土交通事務次官通知)別添1不動産鑑定評価基準及び同別添2不動産鑑定評価基準運用上の留意事項その他の法令等のほかこの仕様書等に適合したものとなるよう、正確かつ誠実に業務を処理しなければならないものとする。

2 受注者(受注者が法人である場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)を含む。)は、次の各号の何れにも該当するものでなければならない。

- (1) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- (2) 配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族が、評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- (3) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者の代理人、後見

人、保佐人若しくは補助人、又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人でないこと。

(4) 前3号に掲げる者のほか、評価地の評価の公正を妨げる事情があると認められる者でないこと。

3 受注者は、契約図書に準拠し、本業務を行うに当たり関係官公庁と協調を保ち、監督職員の指示を受けて正確かつ誠実に本業務を行うものとする。

(業務の着手)

第4条 受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に本業務に着手するものとする。この場合において、着手とは管理技術者が本業務の実施のため監督職員との打合せを開始することをいうものとする。

(設計図書の貸与及び点検)

第5条 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。

ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に質問し、その指示を受けるものとする。

3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与するものとする。

(監督職員)

第6条 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

2 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

3 監督職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に改めて受注者にその内容を通知するものとする。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、管理技術者通知書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理、統轄及び成果物の検証を行うものとする。

- 3 管理技術者は、次の各号の何れにも該当するものでなければならない。
- (1) 受注者又は受注者の使用人であること。受注者が法人である場合には、その役員又は使用人であること。
 - (2) 法律第15条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定士（以下「不動産鑑定士」という。）であること。
 - (3) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
 - (4) 配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族が、評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
 - (5) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者の代理人、後見人、保佐人若しくは補助人、又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人でないこと。
 - (6) 前5号に掲げる者のほか、評価地の評価の公正を妨げる事情があると認められる者でないこと。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。
- なお、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は、受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある本業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施するものとする。
- 6 受注者及び管理技術者は、実地調査に際しては、業務従事者及び本業務に従事させる受注者の使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適正に遂行されるように、管理及び監督を行うものとする。

（提出書類）

第8条 受注者は、契約締結後、契約に係る関係書類を発注者が指定した様式により監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出するものとする。

ただし、業務請負代金額（以下「請負代金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。

(資料の貸与及び返却)

第9条 監督職員は、設計図書及びその他関係資料を、資料貸与通知書(様式第2号)により受注者に貸与するものとし、受注者は、当該貸与資料を受領したときは、速やかに、資料受領書(様式第3号)を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、資料返却書(様式第4号)を添付し、速やかに、監督職員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷しないよう注意するものとする。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならないものとする。

(関係官公庁等への諸手続き)

第10条 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への諸手続きの際に協力するものとする。

また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

(地元関係者との交渉等)

第11条 契約書第12条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、受注者は、監督職員の指示がある場合には、これに協力するものとする。

2 受注者は、本業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めるものとする。

(成果物の検証)

第12条 受注者は、請負に係る業務がすべて完了したときは、成果物について十分な検証を行わなければならないものとする。この場合において、受注者は、検証の結果を発注者が定める書面(様式第5号)により提出するものとする。

2 前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

(成果物の提出)

第13条 受注者は、本業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知

書（様式第6号）とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第40条に定める瑕疵担保に係る長期の期間、保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

（関連法令及び条例の遵守）

第14条 受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令及び条例等を遵守するものとする。

（検査）

第15条 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備を全て完了し、監督職員に提出するものとする。

- 2 発注者は、本業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとする。
- 3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（1）本業務の成果物の検査

（2）本業務の管理状況の検査

この場合、本業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行うものとする。

（修補）

第16条 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了させるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査職員の指示に従うものとする。

（条件変更等）

第17条 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第20条第1項に規定する天災等による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督職員が受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づ

く設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

(契約変更)

第18条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、本業務の請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 請負代金額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と受注者が協議し、本業務の施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第31条の規定に基づき、請負代金額の変更にあたる設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第16条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 本業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第19条 発注者は、受注者に対して本業務の変更の指示を行う場合には、履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

2 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、速やかに業務工程表を修正し、発注者に提出するものとする。

(業務の中止)

第20条 発注者は、契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に通知し、必要と認める期間、本業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 天災等により評価地又はその周辺地域の状態が著しく変動した場合
- (2) 受注者及びその使用人並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等で、監督職員が必要と認めた場合には、本業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

(発注者の賠償責任)

第21条 発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が、契約に違反し、その違反の内容が原因で契約の履行が不可能となった場合

(受注者の賠償責任)

第22条 受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

(部分使用)

第23条 発注者は、次の各号に掲げる場合には、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途土地評価の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

(再委託)

第24条 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断を要する部分のうち、発注者が別途指定した部分をいい、受注者は、これを再委託することはできないものとする。

2 契約書第7条第8項に規定する「事務的業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース等の簡易な業務をいい、受注者はこれを再委託するに当たっては、発注者の承諾を必要としないものとする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、再委託（変更）承諾申請書（様式7-1号）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

4 受注者は、本業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し本業務の実施について適切な指導、管理のもとに本業務を実施するものとする。

なお、協力者が、近畿農政局長から指名停止を受けている期間中である場合には、当該期間中は再委託してはならないものとする。

(成果物の使用等)

第25条 受注者は、契約書第6条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で、又は他の者と共同で、成果物を公表することができるものとする。

(守秘義務)

第26条 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を履行期間中及び本業務の完了後においても、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。また、管理技術者、業務従事者及び受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。なお、受注者は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第6条第2項、第7条、第53条及び第54条の適用があり得ることに十分留意しなければならない。

ただし、成果物の公表に際しての守秘義務について、前条の規定の承諾を受けた場合には、この限りではないものとする。

(安全等の確保)

第27条 受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保するものとする。

2 受注者は、実地調査に際しては、本業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。

3 受注者は、実地調査に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めるものとする。

4 受注者は、実地調査の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じるものとする。

5 受注者は、実地調査の実施に当たり、災害予防のため、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用禁止を厳守するものとする。

6 受注者は、実地調査の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくものとする。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めるものとする。

7 受注者は、実地調査の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従うものとする。

(業務従事者)

第28条 受注者は、本業務における管理技術者の管理の下に業務を実施する者として業務従事者を定める場合には、業務従事者通知書(様式第8号)を発注者に通知するものとする。受注者は、評価地毎に業務従事者を定め、発注者に通知することができる。業務従事者を変更したときも、同様とする。

なお、業務従事者を定めない場合には、管理技術者がすべての業務を実施するものとする。

2 業務従事者は、次の各号の何れにも該当するものでなければならない。

- (1) 受注者又は受注者の使用人であること。受注者が法人である場合は、その役員又は使用人であること。
- (2) 不動産鑑定士であること。
- (3) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- (4) 配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族又は同居の親族が、評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者でないこと。
- (5) 評価地の所有者又は所有権以外の土地に関する権利を有する者の代理人、後見人、保佐人若しくは補助人、又は後見監督人、保佐監督人若しくは補助監督人でないこと。
- (6) 前5号に掲げる者のほか、評価地の評価の公正を妨げる事情があると認められる者でないこと。

(疑義)

第29条 受注者は、本業務を行うに当たり、契約図書等に疑義が生じた場合、契約図書等によりがたい事由が発生した場合及び契約図書等に記載のない事項については、監督職員と速やかに協議し、監督職員の指示を受けるものとする。

第2章 実施手続等

(打合せ等)

第30条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。

2 管理技術者と監督職員は、本業務に着手した時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿等に記録し相互に確認するものとする。

3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

(実地調査)

第31条 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者又は監督職員の了解を得た上、評価地及びその周辺地域の実地調査を行い、土地の状況等を把握・確認するものとする。

(業務工程表)

第32条 受注者は、契約締結後14日以内に業務工程表(様式第9号)を作成し、監督職員に協議し提出するものとする。

2 受注者は、前項の業務工程表の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上、その都度、監督職員に変更後の業務工程表を提出するものとする。

(監督職員への進捗状況の報告)

第32条の2 受注者は、監督職員から本業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

(身分証明書)

第33条 受注者は、実地調査に当たっては、発注者から管理技術者及び業務従事者の身分証明書の交付を受け、管理技術者及び業務従事者に常時携帯させるものとする。

なお、受注者は本業務完了後10日以内に身分証明書を発注者に返納するものとする。

(本業務の対象及び心得)

第34条 本業務の対象は、評価地に係る次の各号に掲げる業務とする。個々の指示の内容は、特別仕様書によるものとする。

- (1) 評価地の鑑定評価
- (2) 評価地の鑑定評価書の作成
- (3) 地域要因或いは個別的要因の格差率、又は時点修正率に係る意見書の作成
- (4) その他前3号に付随する業務

2 受注者は、本業務が補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、管理技術者、業務従事者及び受注者の使用人に対して、そのために必要な措置を講じなければならない。